

◎労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針
新旧対照表

改正案	現行
1 (略)	1 (略)
2 対象物質 (CAS 登録番号) この指針において、対象物質 (CAS 登録番号) は、<u>アクリル酸メ チル (96-33-3)、アクロレイン (107-02-8)、2-アミノ-4-クロ ロフェノール (95-85-2)、アントラセン (120-12-7)、エチルベンゼ ン (100-41-4)、2, 3-エポキシ-1-プロパノール (556-52-5)、塩 化アリル (107-05-1)、オルト-フェニレンジアミン及びその塩 (95-54-5 ほか)、キノリン及びその塩 (91-22-5 ほか)、1-クロロ- 2-ニトロベンゼン (88-73-3)、クロロホルム (67-66-3)、酢酸ビニ ル (108-05-4)、四塩化炭素 (56-23-5)、1, 4-ジオキササン (123-91-1)、 1, 2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン) (107-06-2)、1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン (611-06-3)、2, 4-ジクロロ -1-ニトロベンゼン (107-06-3)、1, 2-ジクロロプロパン (78-87-5)、ジクロロメタン (別名二塩化メチレン) (75-09-2)、N, N-ジメチルアセトアミド (127-19-5)、ジメチル-2, 2-ジクロ ロビニルホスフェイト (別名DDVP) (62-73-7)、N, N-ジメチ ルホルムアミド (68-12-2)、スチレン (100-42-5)、4-ターシャリ -ブチルカデコール (98-29-3)、多層カーボンナノチューブ (がんその 他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生 労働省労働基準局長が定めるものに限る。)、1, 1, 2, 2-テ トラクロロエタン (別名四塩化アセチレン) (79-34-5)、テトラクロ ロエチレン (別名パークロロエチレン) (127-18-4)、1, 1, 1-トリ クロロエタン (71-55-6)、トリクロロエチレン (79-01-6)、ノルマ -ジクロロベンゼン (106-46-7)、パラ-ニトロアニソール (100-17-4)、 パラ-ニトロクロロベンゼン (302-01-2、7803-57-8 ほか)、及び ビフェニル (92-52-4)、2-ブデナール (123-73-9、4170-30-3 及び 15798-64-8)、1-ブプロモ-3-クロロプロパン (109-70-6)、1-ブ プロモタン (109-65-9)、メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル</u>	2 対象物質 (CAS 登録番号) この指針において、対象物質 (CAS 登録番号) は、2-アミノ- 4-クロロフェノール (95-85-2)、アントラセン (120-12-7)、エチ ルベンゼン (100-41-4)、2, 3-エポキシ-1-プロパノール (556-52-5)、塩化アリル (107-05-1)、オルト-フェニレンジアミン 及びその塩 (95-54-5 ほか)、キノリン及びその塩 (91-22-5 ほか)、1- クロロ-2-ニトロベンゼン (88-73-3)、クロロホルム (67-66-3)、 酢酸ビニル (108-05-4)、四塩化炭素 (56-23-5)、1, 4-ジオキサ ン (123-91-1)、1, 2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン) (107-06-2)、1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン (89-61-2)、 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン (611-06-3)、1, 2-ジク ロプロパン (78-87-5)、ジクロロメタン (別名二塩化メチレン) (75-09-2)、N, N-ジメチルアセトアミド (127-19-5)、ジメチル -2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP) (62-73-7)、 N, N-ジメチルホルムアミド (68-12-2)、スチレン (100-42-5)、 4-ターシャリ-ブチルカデコール (98-29-3)、多層カーボンナノチ ューブ (がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある ものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。)、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン) (79-34-5)、 テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン) (127-18-4)、1, 1, 1-トリクロロエタン (71-55-6)、トリクロロエチレン (79-01-6)、 ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル (2426-08-6)、 パラ-ジクロロベンゼン (106-46-7)、パラ-ニトロアニソール (100-17-4)、パラ-ニトロクロロベンゼン (100-00-5)、ヒドラジン 及びその塩並びにヒドラジン-水和物 (302-01-2、7803-57-8 ほか)、 ビフェニル (92-52-4)、2-ブデナール (123-73-9、4170-30-3 及び 15798-64-8)、1-ブプロモ-3-クロロプロパン (109-70-6)、1-ブ プロモタン (109-65-9)、メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル

(109-65-9)、メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル(106-91-2)並びにメチルイソブチルケトン(108-10-1)をいう。
(以下略)

3 (略)

4 作業環境測定について

(1)・(2) (略)

(3) 対象物質等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

ア 屋内作業場について、対象物質(アクリル酸2, 3-エポキシプロピルを除く。)の空气中における濃度を定期的に測定すること。なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましい。また、測定は6月以内ごとに1回実施すること。

イ 作業環境測定(2-アミノ-4-クロロフェノール、アントラセン、キノリン及びその塩、1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン、多層カーボンナノチューブ(がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。))並びに1-プロモetan又はこれらをその重量の1パーセントを超えて含有するもの(以下「2-アミノ-4-クロロフェノール等」という。)を製造し、又は取り扱う業務に係る作業環境測定を除く。)を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程及び作業方法等の点検を行うこと。(略)

5～6 (略)

7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について

(1) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第57条及び第57条の2の規定の対象となるもの(以下「表示・通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、これらの規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート(以下「SDS」という。)の交付等により名称等を通知すること。

(106-91-2)並びにメチルイソブチルケトン(108-10-1)をいう。
(以下略)

3 (略)

4 作業環境測定について

(1)・(2) (略)

(3) 対象物質等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

ア 屋内作業場について、対象物質(メタクリル酸2, 3-エポキシプロピルを除く。)の空气中における濃度を定期的に測定すること。なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましい。また、測定は6月以内ごとに1回実施すること。

イ 作業環境測定(2-アミノ-4-クロロフェノール、アントラセン、キノリン及びその塩、1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン、多層カーボンナノチューブ(がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。))、1-プロモetan並びにメタクリル酸2, 3-エポキシプロピル又はこれらをその重量の1パーセントを超えて含有するもの(以下「2-アミノ-4-クロロフェノール等」という。)を製造し、又は取り扱う業務に係る作業環境測定を除く。)を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程及び作業方法等の点検を行うこと。(略)

5～6 (略)

7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について

(1) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第57条及び第57条の2の規定の対象となるもの(以下「表示・通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、これらの規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート(以下「SDS」という。)の交付等により名称等を通知すること。

また、SDS の交付等により表示・通知対象物の名称等を通知された場合は、同法第 101 条第 4 項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。(略)

(2) (削る)

また、SDS の交付等により表示・通知対象物の名称等を通知された場合は、同法第 101 条第 2 項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。(略)

(2) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第 57 条の 2 の規定の対象となるもの(同法第 57 条の規定の対象となるものを除く。以下「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、同法第 57 条の 2 の規定に基づき、相手方に SDS の交付等により名称等を通知すること。また、SDS の交付等により通知対象物の名称等を通知された場合は、同法第 101 条第 2 項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、通知対象物を譲渡し、若しくは提供する場合は労働者(通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。)に通知対象物を取り扱わせる場合は、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 24 条の 14 の規定又は表示・通知促進指針第 4 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うこと。このほか、労働者(通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下(2)において同じ。)に通知対象物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第 4 条第 5 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、SDS を作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

(2) 対象物質等のうち、上記(1)以外のもの(以下「表示・通知努力義務対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 24 条の 14 及び第 24 条の 15 並びに表示・通知促進指針第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に SDS の交付等により名称等を通知すること。(以下略)

(3) 対象物質等のうち、上記(1)及び(2)以外のもの(以下「表示・通知努力義務対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則第 24 条の 14 及び第 24 条の 15 並びに表示・通知促進指針第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に SDS の交付等により名称等を通知すること。(以下略)

